# 共同利用館の後継施設に関する意見交換会を開催します。

札幌市では、アイヌ民族が、世代間での交流を通じて伝統文化に関する知識や経験を継承していくため、交流・継承を行う場として、札幌市共同利用館の後継施設の確保に向けた検討を進めています。

この度、以下のとおり、共同利用館の後継施設に必要な機能などについて、意見交換会を開催します。

# 1 意見交換会の概要

- (1) 日時: 令和4年(2022年)12月13日(火) 18:30~20:30(18:15 受付開始・開場)
- (2) 場所:かでる2・7(札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル) 8階 820 研修室

# 2 意見交換の内容(予定)

「共同利用館後継施設検討部会」の委員と共に、共同利用館の後継施設に必要な機能などについて、意見交換を行います。

※ 具体的な後継施設の整備内容については、この意見交換の内容や「札幌市アイヌ施策推進 委員会(共同利用館後継施設検討部会)」における議論に基づき、検討していくこととなり ます。この意見交換において、施設の具体的な案を示すものではありません。

## 3 募集人数

札幌市内及び近郊でアイヌ文化の振興に関する活動をされている方 20 名程度

- ※1 申込多数の場合、抽選を行います。(お申込みいただいた方全員に、参加の可否をご連絡いたします。)
- ※2 傍聴席を設けます(30席・先着)。傍聴のみご希望の方は、応募不要です。

# 4 応募方法

応募用紙により、電子メール、ファクス、郵送又は持参にてお申込みください。 ※電子メールの場合、メール本文に必要事項を記入してください。

申込期限 令和4年(2022年)12月2日(金)17:15必着

電子メール ainushisaku@city. sapporo. jp

#### 5 注意事項

・意見交換会は公開で行います。また、意見交換会の内容は、後日、札幌市公式ホーム ページで公開します。

#### 【お問い合わせ・申込先】

札幌市 市民文化局 市民生活部 アイヌ施策課(市役所本庁舎 13 階) 7060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 電話 011-211-2277 ファクス 011-218-5153



# 札幌市共同利用館の概要について

- ・昭和53年12月に市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図ることを目的とし、「札幌市生活館」として開館。
- ・生活館機能を併せ持つ札幌市アイヌ文化交流センターの 開設に伴い、平成 16 年度から名称を「札幌市共同利用 館」に変更。(生活館機能は廃止。)
- ・アイヌ生活相談員の事務室や研修室、玄関等共用部分 (54.27 ㎡)は、行政財産として使用。その他の部分 (144.99 ㎡)は普通財産として札幌アイヌ協会へ貸付。 協会はアイヌ伝統文化の保存・継承等の自主活動の場と して利用。

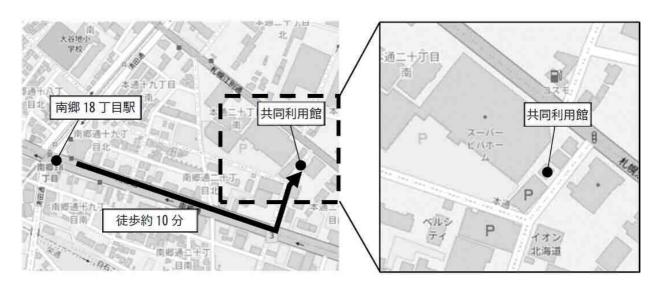


名	称	札幌市共同利用館		
所	在	白石区本通 20 丁目南 1 番 56 号		
構	造	木造モルタル 2 階建(築 44 年)		
面	積	延床 199. 26 ㎡、敷地 300. 01 ㎡		

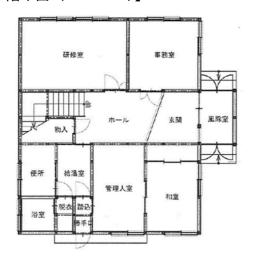
民及びその周辺地域の住民に対して生活上の各種相 談事業をはじめ、社会福祉等に関する事業を総合的 に行うことにより地域住民の生活環境の改善を図る ことを目的として設置するもの。

生活館: 社会福祉法の隣保事業に基づき、アイヌ集落住

【位置図】(openstreetmap.jp)



## 【1階平面(102.06 m)】



【2階平面 (97.20 m)】



# 応募用紙(共同利用館の後継施設に関する意見交換会) (令和4年12月13日開催)

	(ふりがな)			Ŧ			
氏名			住所				
DV-H							
電話			メール				
番号			アドレス				
		(活動の内容)					
アイヌ文化の振興							
に関する活動内容							
(活動団体名等)		(活動団体名等)					
共同利用館の後継施設に希望することと、その理由について記載してください。							
(いただいた内容を取りまとめ、意見交換会の場で共有いたします。)							
(希望すること)							
(上記)	のことを希望	望する理由)					